

## 門真市と学校法人大阪信愛女学院との包括連携に関する協定書

門真市（以下「甲」という。）と学校法人大阪信愛女学院（以下「乙」という。）とは、相互の連携協力を推進するため、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、人的・知的資源の交流・活用を図り、地域課題への的確な対応、地域全体の教育・学術研究機能の向上及び健康福祉等の分野で相互に協力し、地域の活性化に寄与することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について、連携・協力するものとする。

- 1) 地域の政策課題に係る共同研究の推進に関する事
- 2) 学校教育及び地域の教育の向上に関する事
- 3) 子どもの健全育成に関する環境の整備に関する事
- 4) 生涯学習に関する事業の推進に関する事
- 5) 健康、福祉に関する事業の推進に関する事
- 6) 様々な分野における交流を通じた人材育成に関する事
- 7) その他甲乙が協議して必要と認める連携・協力に関する事

2 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

### （協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

### （守秘義務）

第4条 甲及び乙は、連携事項の具体化の検討及び第2条第2項に基づき決定した協力内容の実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

### （有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特

段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

### （協議）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年2月15日

甲 大阪府門真市中町1番1号

門真市

市長 宮本 一孝



乙 大阪府大阪市城東区古市2丁目7番30号

学校法人大阪信愛女学院

理事長 岩熊 美奈子

